

## 享保期長崎会所役人の大坂出役と御用銅代の大坂送銀

岩崎, 義則

<https://doi.org/10.15017/1866573>

---

出版情報 : 史淵. 136, pp.79-100, 1999-03-10. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

(研究ノート)

享保期長崎会所役人の大坂出役と御用銅代の大坂送銀

岩 崎 義 則

はじめに

近世銅座を考察する場合、その組織を担った銀座（元禄・元文銅座）や長崎会所（明和銅座）への検討分析を深めることは当然であるが、一方で、元禄―明和期に至る銅集荷体制を通時的に考察した際、明和銅座へと帰結した長崎会所による一元的な銅集荷体制の整備・確立も重要な検討課題であり、それらを踏まえた上で、大坂銅座の歴史的な意義を再考察すべきであるというのが筆者の考えである。こうした立場で先行諸研究をふりかえった場合、山脇悌二郎氏や永積洋子氏が長崎会所と大坂銅座との財政的な関連を取り上げ詳細な分析を行ったが、長崎会所役人の恒常的な大坂出役の具体的な検討と、その史的意義については充分に明らかにされていないのが現状である。

こうした点を鑑み、正徳新令後の「御割合御用銅」の実施やその停止にともなう長崎会所による御用銅の直買入体制の確立、享保一〇年の長崎銅吹所の設置など、銅流通機構の再編を意図した様々な政策が展開された享保

期の長崎会所役人の史料によりつつ、御用銅の大坂買入と長崎への廻送を主務とした会所役人の大坂出役定例化の経過を素描した上で、特に、御用銅代の大坂送銀について享保一年を事例とし、その実態を明らかにすることを本稿の目的とした。分析対象としたのは長崎会所役人初村家の史料（本論では、所蔵機関である大村史料館の作成目録に随い峰家史料と表記）であるが、本論に先立ち、初村氏の由緒書や長崎会所役人の分限帳などによりつつ、当該史料について若干の補足を加えておきたい。

「長崎諸役人増減書付」（寛延三年一〇月作成・長崎県立図書館所蔵）に記された長崎会所請払役初村與三次の由緒には、「祖父初村有右衛門元禄七戌年行司部屋筆者被仰付、其後唐人屋敷普請方役被仰付、此跡初村銀右衛門只今相統仕候、右年行司筆者跡役も父茂四郎相統仕、其後表筆者被仰付、猶又元方会所請払役被仰付候跡」とある。つまり、初村家は、與三次の祖父有右衛門から銀右衛門家と茂四郎家に分かれていることが確認できるが、現在、峰家史料として伝存しているのは、後者の茂四郎家に関連するものであり、就中、長崎会所吟味役・請払役といった要職を歴任した茂四郎・與三次の兩人に関するものが多く残されている。さらに、茂四郎は、長崎会所役人の大坂出役が定例化した時期の享保一年に大坂で勤務しており、当該期の御用銅の買入や長崎への廻送に関して極めて詳細なデータが含まれている。なお、與三次（宝曆四年から官左衛門と改称）についても、元文銅座廃止直後の宝曆元年から同二年まで、及び明和銅座設立の年である明和三年と、銅統制策上の枢要な時期に大坂へ出役しており、有用な分析対象史料が残されている。そこで、参考までに兩人の役職・加役の変遷を一覧した（表1と表2）。峰家史料に含まれる俵物関連、人參関連等の史料は、兩人の加役事情により伝存したものと推定され、職歴の的確な把握は、史料群理解の最も基本的な事項であろう。また、表2中にはしるされないが、官左衛門については、引継書類とその関連史料から前述の二回の出役の他に、明和六〜同七年、安永二〜同三年、安永七〜同八年の出役が確認でき、会所役人歴任中最低五回は大坂へ出役していることになる。さらには、明和

表1 初村茂四郎役職・加役一覧

年月日	役職名・加役等	備考
宝永3年正月25日	年行司郎屋筆者	親有右衛門代り跡役
正徳4年8月18日	立山屋御屋鋪御用筆者役	
享保元年3月18日	会所役	中村藤助相役
" 2年正月18日	加役小間物支配	
" 3年	御用米方加役	森理助相役
" 4年正月13日	年番	中村藤助相役
" 5年	為替方	中村藤助相役
" 6年	割符方	森助次右衛門相役
" 7年	雑用吟味方	小南進九郎相役
" 8年	小間物方	笹山甚左衛門相役
" 9年正月13日	年番立合	年番中山作三郎・小南進九郎
" 10年正月15日	俵物方	蒲池弥市郎相役
" 10年4月23日	為替方立合	中山作三郎・小南進九郎相役
" 11年正月12日	年賦方加役	
" 12年	年番	
" 13年	加役雑用吟味方	
" 14年	銅方	
" 15年	年番立合	
" 16年	品渡方	
" 17年	立合・御米方	
" 18年	立合	
" 19年	品渡方	
" " 10月18日	元方会所年番定立合	
" 21年11月25日	吟味役	

【註】「正徳六年申三月 日録」（長崎県立図書館渡辺文庫所蔵）より作成。

表2 初村與三次（官左衛門）役職・加役一覧

年月日	役職名・加役等	備考
元文2年3月15日	会所請払役	
元文3年	小間物・割符方加役	山脇善次郎相役
" 4年	諸国年賦拝借取立方	内藤善十郎相役
" 5年	小間物・割符方	山脇善次郎相役
" 6年(寛保元)	銅方	三輪伊次平相役
" 7年(" 2)	雑用方	笹山八郎右衛門相役
" 8年(" 3)	俵物方	伊東良左衛門相役
延享元年	年番(人參座加役)	若杉左門右衛門相役
" 2年	銅方	
" 3年	俵物方	森権左衛門相役
" 4年	請込方	伊東敬四郎相役
寛延元年	年番	森彦次郎相役
" 2年	雑用方	
" 3年	年番	伊東敬四郎相役
宝暦元年正月4日		
" 2年3月19日	大坂銅会所請	
" 2年	払方年番	中山孫平次相役
" 3年	払方年番	拓植三右衛門相役
" 4年	払方年番	山本九八郎相役
" 4, 9, 23	会所吟味役	
明和2年9月15日	大坂出役	
天明2年5月		梓林右衛門請払役拜命

【註】「御役方記録」（長崎県立図書館渡辺文庫所蔵）より作成。

四、六年の間に長崎会所鑄銭方も勤務しており、こうした職歴が当該史料中の銅方関連史料の豊富さを裏付けていると言えよう。

### 1 享保一一年大坂出役の諸前提

享保一〇年二月二七日、「於立山初村茂四郎・森百助兩人銅方御用ニ付大坂へ被差越候様被仰付候」と、同年正月一五日から俵物方（蒲池弥市郎と相役）、四月三日から為替方立合（中山作三郎・小南進九郎と相役）を加役勤務した会所請払役茂四郎は、翌年正月二八日、森百助と手代橋本五大夫と共に長崎を出足した。<sup>3</sup>茂四郎一行が大坂に到着したのは二月一五日であり、同年八月五日に長崎へ帰着するまでの約半年間に亘る大坂出役であったが、その間の荒銅・棹銅の買付及び長崎への廻送、銅代の大坂送銀とその支払状況の記録が峰家史料に伝存する。また、この時の大坂出役に際して作成されたのが、「来午年銅御買入被仰付大坂に為買入会所役人兩人手代志人被差越候ニ付銅方定覚」（峰家史料 10906、以下「銅方定書」と略記）であり、初村ら会所役人の大坂勤務に関する諸留意事項や旅費・諸経費の見積等が記載されている。その冒頭には、「今度会所役人兩人手代志人銅為御買入大坂表に被差越候、此儀去ル寅年会所役人被越候節とは諸事被相改、人数も相減、物入等も無之様ニ可被致候、惣躰之儀毎々相越候趣とは大坂ニテ諸事引替、格別ニ質素相勤候様ニ被仰出候間、諸事可被致勤弁事」とあり、この度の大坂出役が、「去ル寅年」、つまり「御割合御用銅」が廃止され長崎会所役人の大坂出役の定例化の画期となった享保七年の場合とは異なり、万端「質素」に勤務するよう諭されている。そこで、享保七年の出役人数を確認すると、同年七月、大坂銅吹屋へ通達された「銅買方御役人」は、糸宿老森四郎右衛門・会所目付北嶋伝兵衛・請払横瀬吉郎右衛門・同小南進九郎・筆者戸田佐七郎・同井上弥市兵衛・小遣小野庄吉・同有富四郎次・筆者手伝小柳喜助・小遣時右衛門・同清六の一名と合わせ「上下式拾三四人」という大所帯であったことが判

明する。その後、享保九年六月の段階で、森四郎右衛門（糸宿老）・北嶋伝兵衛（会所目付）・小南進九郎（請払）の大坂勤務が確認でき、享保一一年以前は、糸宿老・会所目付といった請払役より上役の大坂出役がなされていたことも確認できる。また、享保一一年以降については、同一二年六月と八月の時点で、中村市郎兵衛（請払役）・中山作三郎（請払役）・松村祖大夫・田原惣右衛門の出役が、翌一三年九月には、佐藤勘次右衛門（請払役）・笹山甚左衛門（請払役）・大河内勘左衛門・松尾甚五右衛門らが確認できる。こうした点から享保一一年の初村・森・橋本の出役を契機に、「諸事被相改」とある如く、従前の糸宿老・目付の出役に代り、請払役二名と手代の出役に切り替えられたことが判明する。これ以前にも、例えば、宝永六年七月の「長崎銅方役人浜武源次郎」の大坂出役を確認出来るが、「銅方定書」の記載の如く、その定例化は享保七年以降であると推定され、かつ出役人の役職が請払役へと位置されたのが享保一一年であると思われる。

大坂勤務の必要経費は、享保一〇年一二月の段階で、旅籠代銀四貫九五六匁（但し、会所役人四名・手代二名・雇筆者一名の計七名分、日数三五四日で一日銀二匁宛計算）をはじめ、長崎―小倉間の駄賃（銀三二五匁）、同旅籠代（銀四三四匁）、下関―大坂間の船賃（銀九六〇目）、同船中賄賃（銀四八〇目）、燈油代（銀一五三匁六分）、蠟燭代（銀二〇一匁六分）、大坂逗留中小使雇賃（銀五〇〇目）、大坂会所宿賃（銀三〇〇目）の総計銀八貫九五〇目二分と見積もられていた（これらの外、雇筆者料・飛脚賃・蔵番賃等も計上されている）。また、留意すべきは「大坂会所宿賃」であり、元文銅座の廃止をうけ宝暦元年より「長崎御用銅会所」として制度的に位置された、いわば長崎会所の大坂出先機関的な機構の萌芽形態がみられることである。銅方定書には、「右宿賃之儀拙者方（長崎町年寄後藤惣左衛門）より差出候凡積書巻々年三百目ニ相極有之候付、各被存候も三百目ニ初も中々蔵有之候場所借り請中間鋪二付、彼地に罷越承合相伺可被申由、此儀も只今迄拙者共手代大坂に相詰候場所焼失二付、吉野屋惣左衛門屋敷地を借り当時旅宿無之候付此方より致家造地代巻々年凡五百目程相極候」とあり、

長崎会所役人の大坂宿として、町年寄手代の大坂宿が指定されていたことが確認できる（享保九年の大坂大火によって焼失）。さらに、大坂出役中に必要な天秤・硯箱・算盤等も、長崎町年寄手代が使用した諸道具によって賄うことになり、こうした町年寄手代の大坂派遣は、宿地や必要諸道具について、御用銅の買入と長崎への廻送を主務とした会所役人の大坂勤務を結果的に支援するかたちとなった点は重要であろう。

長崎町年寄手代の大坂派遣については、「諸事書留」（長崎県立図書館古賀文庫）所収の「古事聞書」に、

一、元禄一四辛巳正月三日 高木清右衛門 後藤庄右衛門 家頼兩人為替銀之儀ニ付京都へ罷越

（中略）

一、同正月十九日、高木清右衛門殿於京都為替銀取立、大坂御蔵為納上京ス

と、元禄一四年、町年寄家頼（手代）の「為替銀」業務の為の京都出向が見受けられる。後述する町年寄手代の銅代為替業務の担当もこうした「為替銀」、おそらくは元禄一〇年よりの銅代物替長崎惣中請負に関わる運上銀の為替業務を町年寄手代が担ったことがその嚆矢であろう。享保一八年以降、オランダ商館長江戸参府時の大坂宿長崎屋（為川）宅が会所役人の大坂宿として定着し、これが長崎御用銅会所・大坂銅座へと機構整備されるが、それ以前は、長崎町年寄手代の大坂宿、或いは大坂町人（博多屋勘左衛門等）宅が長崎会所役人大坂勤務時の借宿地として選定されていた。享保一一年の大坂宿は、結局、後藤の肝煎で嶋本惣吉方へ年間銀四八〇目の宿料で決着をみている。

## 2 御用銅の買付

享保一一年三月から七月までの大坂での荒銅・棹銅の買入高と長崎への廻送については「享保十一年銅方御用大坂登諸御用留」（峰家史料108-23）に詳しいが、この点の分析と長崎銅吹所については拙稿を参照して頂きた

い。

この時の会所役人の棹銅・荒銅買入高は、荒銅（棹銅精鍊分）と棹銅の合計二〇七万八、七六〇斤余と、長崎廻送分荒銅との合計で、二四四万四、八七七斤余となり、また、棹銅は、箱詰（一〇〇斤詰）一三万七九七箱の内、七月二〇日までに一万二四七箱の船積が完了したことから、約半数が、初村・森の大坂発足以降、長崎へ廻送されたものと想定される。全体の買入高は、別子銅が八月以降に売り上げられたことや（八〇九〇万斤程度）、大坂銅吹屋以外の新規銅吹屋の長崎での棹銅売上があったことを踏まえれば、少なくとも三〇〇万斤は超過したであろう。

なお、享保七年、大坂での会所役人による御用銅直買入の開始と、幕府御金蔵からの御用銅代銀取替払の停止に際し、江戸勘定所から銅吹屋へ、①御用銅は大坂へ廻送し、吹屋方へ渡す、②銅買上値段を上銅一〇〇斤に付銀九〇目を上限とし、中・下の銅はこれに准ずること（但し、年々の銅代の高下については、会所役人と相對のこと）、③銅代銀は、銅吹屋への渡斤数に随い、其度毎に渡す、④以上の条件で、「仕当三難相」山々は、御用銅には買ひ上げないといった旨が通達された。<sup>1)</sup>この時、銅買入価格の上限を設定したことは留意すべきであり、大坂屋や泉屋ら銅山経営にも関与した銅吹屋からは値増要求が頻繁に出されることになるが、③にみられるように、銅代銀の速やかな受け渡しを望む銅吹屋・銅問屋らの意向によって、大坂御金蔵からの取替払の停止といった事態を受けた長崎会所は、銅代の大坂送付体制を早急に整備する必要が生じた。次に、この点を検討してみた。

### 3 銅代の大坂送銀

各地の銅山毎に銅の供出高を割り付けた「御割合御用銅」は享保元年から始まったが、享保七年分の割付を



施したものの享保六年一二月にその廃止が決定された。その通達には、「長崎御用銅之儀、御料私領銅山に割付相廻、右代銀当分従公儀御取替ニ成、長崎を返納之筈ニ候所、右返済段々相滞候ニ付、来寅年を国々銅山割符之儀相止、古来之通御料所銅山を掘出候銅も長崎に相廻シ、直ニ売渡、代銀ハ長崎ニ初相渡り候積り御座候」とあり、これが一二月一四日に大坂町奉行所へ通達され、その追書に「吹屋ニ初棹銅吹立候儀も相止候間、此趣吹屋共に被仰渡候様ニと存候」とあることから、翌一五日には大坂銅吹屋中へその旨が達せられた。通達の内容から、「御割合御用銅」撤廢の第一要因は、長崎会所による幕府取替銀の返納滞滯であったことは明白であり、そのため今後は幕領産銅の長崎直送を許容し、代銀については長崎会所から直接に受け取るよう指示している。よって、大坂銅吹屋による銅吹（精鍊）は、長崎直送に関わる分は不要となるため、大坂への廻銅認可をめぐって銅吹屋らの必至の抵抗を招く事態ともなった。さらには、享保一〇年の長崎銅吹所設置にも、こうした銅の長崎直送が大きな端緒を与えたとみなされる。だが、本論との関係でより重要なことは、御用銅代の幕府取替払の停止により、前述のような享保七年を契機とした長崎会所役人の大坂出役が定例化し、その業務を遂行するため長崎会所役人の旅宿先の選定や大坂での地役人の登用、さらには銅代の送銀システム（商人為替による送銀体制）などの大坂での機構・組織が漸次、整備確立してゆくことであろう。

そこで、当該期の御用銅買入資金の幕府取替と長崎会所の返納滞滯について、以下、史料をあげつつ検討してみたい。幕府による銅代銀支払の実態については、「年々諸用留」四番（上）に収録された「享保四亥年長崎廻銅代銀目録」が、その全体を示すものとして有効である（表3参照）。この目録によれば、代銀（総計銀四、四四九貫八六六匁余）は、各々大坂御金蔵・江戸御金蔵・代官所物成銀より立て替えられていることが判明する。銅代の支払については、「江戸御金蔵ニ初渡ス」・「代官所物成銀之内を以渡ス」の項目の多くは金で行われ、大坂御金蔵よりは銀で行われた。銅代銀の支払高については、別子・秋田の大口払を実施した大坂御金蔵の銀高が最大で

表3 享保四亥年長崎廻銅代銀目録

銅山	領地・領分	廻銅高	銅代銀	100斤単価	銅代銀支払方
①予州別子	石原新十郎御代官所	850,000	777,972	91.526余	大坂御金蔵=而渡ス
②予州立川	" "	500,000	504,400	100.08	大坂御金蔵=而渡ス
③但州・播州所々	-	300,000	213,189	71.063余	検見所御物成銀之内を以渡ス
④摂州多田	鈴木九大夫御代官所	79,575	62,335	78.335余	代官所物成銀之内を以渡ス
⑤飛州	森山又左衛門御代官所	1,500	*1) 1,483	98.903余	代官所物成銀之内を以渡ス
⑥石州	竹田喜左衛門御代官所	3,100	1,953	63.0	代官所物成銀之内を以渡ス
⑦豆州肖野	河原清兵衛御代官所	30,000	*2) 15,300	60.0	大坂御金蔵=而渡ス
⑧紀州熊野	紀州御領	20,000	19,736	98.68	大坂御金蔵=而渡ス
⑨仙台備沢	松平陸奥守領分	30,000	*3) 19,821	66.071余	江戸御金蔵=而渡ス
⑩羽州秋田	佐竹右京大夫領分	1,412,900	1,574,588	111.443余	大坂御金蔵=而渡ス
⑪奥州尾去沢	南部大膳大亮領分	400,000	*4) 479,236	119.809余	江戸御金蔵=而渡ス
⑫羽州永松	戸沢上総介領分	284,589	*5) 249,498	87.669余	江戸御金蔵=而渡ス
⑬越前大野	土井甲斐守領分	40,000	*6) 48,270	120.676余	窪崎作右衛門代官所物成銀之内を以渡ス
⑭日州猿渡	牧野幸之助領分	21,600	21,075	97.573余	大坂御金蔵=而渡ス
⑮吹分場出銅	-	542,503	465,005	85.713余	大坂御金蔵=而渡ス
(A)小計(①~⑮)		4,515,773	4,449,866	平均98.54余	
外	⑯惣銅貸 ⑰大坂長崎会所并箱代舟賃人足諸入用 ⑱破船銅諸入用		383,728 100,194 494		大坂御金蔵=而渡ス
(B)小計(⑯~⑱)			484,417		
總計(A)+(B)			4,934,284	平均109.267余	内訳 代官所等物成銀…327貫230匁 大坂御金蔵…3,378貫076匁 江戸御金蔵…748貫555匁

【註】『住友史料叢書』年々諸用留四番(上)(思文閣出版、1992年12月、P98~102)より作成。

- (\*)1) 代金24両2歩と銀13匁5分5厘を金1両=銀60匁で換算。
- (\*)2) 代銀255両を金1両=銀60匁で換算。
- (\*)3) 代金441両1歩と銀10匁3分2厘7毛を金1両=銀45匁で換算。
- (\*)4) 代金9,984両と銀4匁4分1厘9毛を金1両=銀48匁で換算。
- (\*)5) 代金5,197両3歩と銀6匁7分6厘5毛を金1両=銀48匁で換算。
- (\*)6) 代金804両2歩と永12文6分7厘2毛を金1両=銀60匁で換算。

あり、享保四年次の銅代銀全体の約七六パーセントにも及んだ。また、銅吹屋へ対しては、銅吹賃の外、「大坂長崎会所并箱代舟賃人足諸入用」・「破船銅諸入用」が支払われ、「御割合御用銅」体制下でも銅吹屋による廻銅業務が継続されていたことも確認できる。なお、ここでの「大坂・長崎会所」とは、大坂銅吹屋中の会所を示す。<sup>13)</sup>

では、幕府からの取替銀と長崎会所の銅代返納の問題に移ろう。正徳二年より享保元年迄の銅吹屋の長崎廻銅と代銀授受は、大坂銅吹屋が大坂御金蔵より銅代銀の前借を受け、長崎への銅廻着を以て、これを長崎(長崎会所)が返上納するシステムで

あった。<sup>13)</sup>つまり、幕府による前借銀や銅代銀の取替とこれを長崎会所が返納するシステムは、正徳二年以降享保六年まで一貫して継続されていたことになる。<sup>14)</sup>そこで、長崎会所による銅代返納の遅滞の要因を究明するため、長崎会所による大坂への銅代送銀システムとその問題点を検討してみる必要があるであろう。「崎陽群談」には「銅代為替之事」として当時の銅代送銀システムを記した箇所がある。若干長文に及ぶが以下労を厭わず引用してみた。なお、引用史料中の傍線は筆者が施したものである。

一、唐阿蘭陀商売相済候以後、其年ニ相渡候銅代銀の儀ハ、惣テ商売物代銀を、唐方ハ宿町に、阿蘭陀方ハ長崎会所に商人を元増共ニ相納、此銀子の内を右銅の元代分引取、前々ハ大坂吹屋に相渡候、向後ハ大坂御蔵に相納可申候、銅足シ銀も一同に相払候事

一、右銅代銀数千貫目の事ニ候間、從此地大坂迄為持差越候物も、海陸雑用も多く懸り、宰領等も数多無候物も道中不用心ニも有之候、旁以右の銀子為替ニ取組候物当表をハ差出し、大坂ニ取立御蔵納仕候事

附、此為替の義ハ、町人為替斗ニ初ハ銀高多く候故手廻成兼候、夫故近国の領主借請候物、翌年の春大坂ニ初被致返却候、右近国の領主へ貸渡候次第ハ、其城下又ハ領内の大商人、或も大百姓ニ印形証文、当地町年寄へ差出、其上ニ初町年寄と其領主の家老と申談、家老共が根証文と号ケ候物連判の手形取置之、其上ニ初為替取組ニ相定り候、地下役人を銀子相渡し候、且又大坂ニ初取立候節ハ、町年寄共手代大坂へ罷登り右銀子取立之、御金奉行中へ相納申事ニ候、是等の雑用銀ハ、右為替の歩銀を仕払仕候、猶又歩銀の残り有之候、此分八年々町年寄共へ配分爲仕候、尤先格の割方有之候、其上ニも残銀有之候へハ浮銀の内ニ入候事<sup>15)</sup>

まず、最初の一筆書の傍線部「向後」という文言から、享保元年の「御割合御用銅」体制下での銅代銀の幕府取替とその返納システムであることが確認できる。<sup>16)</sup>「崎陽群談」の成立は享保元年頃。

続いて、大坂への銅代送銀を近国領主への貸付と大坂での返済による、いわば大名為替によって実施すべき旨が記され、その際には、領主の城下・領内の大商人や大庄屋の印形証文を長崎町年寄へ差し出し、その上で、町年寄と家老が談判の上、「根証文」の提出が行われ、長崎地役人より相当の銀子が貸し付けられた。また、大坂での貸付返済銀受取の為、窓口としては前述のように長崎町年寄手代が派遣されており、必要経費には為替歩銀が充当され、その残余は町年寄中へ一定の割合で配分されている。つまり、大坂への幕府取替銀返済の為、長崎会所は近国領主との為替を取り結んだわけであるが、その返済には、領主の上方廻米の売却代が基本的に充当されたものである。銅代銀の現送の危険性を回避する為にとられたシステムと思われるが、享保一〇年頃には、その為替未済銀が、八、六五〇貫目にも及んだことを物語る記述が長崎会所役人村山家に関わる史料中に存在する。関係部分には、「長崎会所銅代先年九州御大名様方前為替銀相滞候銀高八千六百五拾貫目余、金ニノ拾四貫千両余、享保十巳年御返済方十ヶ年賦ニ相極り候処、其後又々相滞、長崎会所々取立之沙汰無御座候」とあり、さらに、宝暦一二年に至ってもこの滞銀の返済はなされていないことも記載されている。また、著名な「町人考見録」には、享保期の銅代為替名目による長崎会所の公金貸付の背後に京都商人吉野屋惣左衛門の金融活動が存在していたことが記録されており、さらに、享保一二年分の長崎会所会計の「諸浮銀」項目に、「銅代年賦銀未年返納之内」として銀八九貫六八一匁が計上されているが、これが吉野屋による銅代貸付滞銀九〇〇貫目の年賦銀である」と推定される。こうしたことから、具体的な内容については十分に明らかにしえないが、銅代の大名為替は、当該期の領主財政と京都商人との金融をめぐるトラブルを一つの要因として、その為替が機能不全に陥り、結果的に会所による取替銀返上を困難ならしめ、享保七年からの仕法変革に帰結したと想定できよう。

かかる状況下で会所役人の大坂出役が始められたが、以下、享保一年を事例に、銅代の大坂送銀の実態を検討してみたい。「銅方定書」には、「銅為買入長崎方仕登銀、且又唐阿蘭陀商売銀之内五ヶ所商人共長崎に可相納

表4 享保11年銅代大坂取立・渡高

大坂取立			渡高			
摘要	銀高	割合	摘要	銀高	割合	銅単価
	貫匁	%		貫匁	%	匁
①巳唐船七艘割荷物代銀之内	68,000	5.7	①津輕荒銅 80,000 斤代	72,000	6.0	90.0
②為銅買銀長崎船仕登セ銀	130,000	10.9	②立川荒銅 55,000 斤代	49,500	4.1	90.0
③巳唐船拾艘割荷物代銀之内	700,000	58.4	③生野荒銅 123,000 斤代	107,625	9.0	87.5
④午唐船四艘割荷物代銀之内	300,000	25.0	④秋田荒銅長崎廻送貨	8,100	0.7	-
			⑤秋田荒銅代之内	600,000	50.1	95.0
			⑥尾去沢荒銅 70,000 斤代	63,000	5.3	90.0
			⑦吹屋所持棹銅 115,000 斤代	125,580	10.5	109.2
			⑧別子棹銅 80,000 斤代	87,360	7.3	109.2
			⑨永松棹銅 30,000 斤代	32,760	2.7	109.2
			⑩熊野棹銅 44,000 斤代	48,048	4.0	109.2
			⑪蒲池弥市郎へ引継	4,027	0.3	-
小計	1,198,000	100.0	小計	1,198,000	100.0	

【註】「享保十一年銅方御用大坂登諸御用留」（峰家史料 108-22）・「享保十一年二月銅代請方帳」（峰家史料 107-1）より作成。但し、銅単価は 100 斤宛単価。

筈之銀於大坂取立之為銅買入銀請取之」と、「仕登銀」と記された会所からの現送（飛脚）、五ヶ所商人の商売銀の大坂取立（為替）の二通りの送銀方途が記されている。そこで、同年二月から八月迄、長崎会所による大坂送付銅代銀①、一九八貫目の取立内訳と支払内訳を表4に一覧した。大坂取立の内、②は、「為銅買銀長崎を御登セ銀、幸領飛本田平七持登銀請取之」と、飛脚による現送分に相当し、全体の一〇・九パーセントにあたる。①「巳唐船七艘割荷物代銀」は、二月一〇日を期限に、長崎町年寄が大坂納を差配し、大坂在勤中の町年寄手代の元へ納付されたものを、二月一七日に、大坂へ到着したばかりの初村らが受け取った分であり、為替主や納付主らは判明しない。「大意書」に記載された為替納付日限の「御定」は、三〇日であったが、この場合、為替納付日限は「六十日切」であり、日限以前の納付には、「日歩」の支払も指示されていた。また、為替納銀に際しては、銀一貫目に付銀一匁五分の入目銀徴収がなされており、明和三年の銅座設置以前にあっては「大坂定役手代並京都芳野屋三郎九郎手代」らの受用銀として充当されていた。この受用銀は、「内分」とある如く、享保十一年の銅代請払関連勘定帳には全く記録されていないが、大坂での「銀見・銀掛・銀包雇賃」に充当されたものであろう。

表5 巳唐船拾艘割・午唐船四艘割荷物代銀為替主一覧

為替主	納付高	割合	備考(請取・納付主)
<b>【巳唐船拾番艘荷物代銀】</b>	貫 匁	%	
富田屋与兵衛 (3口)	130,000	18.6	唐津屋清左右衛門・伏見屋武右衛門
山口屋勘右衛門・井筒屋庄右衛門 (2口)	106,000	15.1	加賀屋与兵衛・墨屋作兵衛
平野屋忠兵衛 (2口)	115,000	16.4	平野屋吉郎右衛門
博多屋久左衛門	70,000	10.0	博多屋次助・同猶兵衛外一名
粕屋久右衛門 (2口)	60,000	8.6	為替主と同じ
野口次兵衛・大坂屋新右衛門	56,500	8.1	墨屋作兵衛
阿武屋久兵衛 (2口)	42,000	6.0	加賀屋与兵衛・染屋宇兵衛
室岡次郎右衛門・生田基三郎	38,000	5.4	加賀屋与兵衛
林田又兵衛	30,000	4.3	加賀屋与兵衛・同四郎兵衛
刀屋八郎兵衛	21,000	3.0	刀屋五郎兵衛
駿河屋彦七 (3口)	16,500	2.4	墨屋作兵衛・長崎屋与兵衛・日野屋平兵衛
漆屋平次右衛門	10,000	1.4	池田屋次兵衛
平野屋彦兵衛	5,000	0.7	為替主と同じ
小 計	700,000	100.0	4月26日、5月8日～12日納付
<b>【午唐船四艘割荷物代銀】</b>	貫 匁	%	
野口次兵衛・大坂屋新左衛門 (3口)	75,000	25.0	墨屋作兵衛
藤屋弥兵衛	47,000	15.7	墨屋作兵衛
室岡次郎左衛門・生田基三郎	38,500	12.8	唐津屋清左右衛門
平野屋忠兵衛	26,500	8.8	平野屋吉郎右衛門
林田又兵衛	25,000	8.3	加賀屋四郎兵衛
辻四郎兵衛	23,500	7.8	亀屋源右衛門
泉屋平八・同孫兵衛 (2口)	20,000	6.7	小西孫八郎・河内屋七郎兵衛
山口屋勘右衛門	16,000	5.3	唐津屋清左衛門
米屋甚太郎	12,000	4.0	池田屋次兵衛・同四郎兵衛
大場八郎兵衛	8,500	2.8	河内屋七郎兵衛
河内屋長三郎	8,000	2.7	菱屋小右衛門
小 計	300,000	100.0	6月19日～22日納付

【註】「享保十一年二月銅代請方帳」(峰家史料 107-1) より作成。

為替主とその納付銀高は、③「巳唐船拾艘割荷物代銀之内」銀七〇〇貫目、④「午唐船四艘割代銀之内」銀三〇〇貫目の場合で判明する(表5)。銀一〇〇貫目を超過する納付銀高は、富田屋、山口屋・井筒屋、平野屋の三例で確認できるが、何れも二から三口に分けての納付であり、一口の為替取組銀高の平均は、③の場合で銀三三貫三三三匁余、④の場合で、銀二一貫四二八匁余と、各商人の長崎での取引状況にもよるが、分散型での納付であった。納付期日は、③の場合で、博多屋久左衛門が四月二六日に納付した以外は、五月八日～二二日の間に、④の場合で六月一九日～二二日の間に完了している。③の納付銀は、秋田荒銅の内銀三〇〇貫目(五月二六日払)、立川荒銅二万二、〇〇〇斤代銀一貫八〇〇目(五月二八日払)、生野荒銅八万三、〇〇〇斤代銀七二貫六二五匁(五月二九日払)、津軽荒銅三万斤代銀二七貫目(五月二九日払)、尾去沢荒銅七万斤代銀六三貫目(五月二九日払)の合計銀四八二貫四二五匁の支払に充当され、また④の納付銀は、秋田荒銅代の内銀三〇〇貫目の他、表5中の棹銅代銀(全て七月三日払)に充当された。こうした銅代の内、最大の支出は秋田荒銅代であり、総額でないにも拘わらず、全体の支出内訳の約五割をも占める。また、長崎廻送の運賃は、「定運賃」銀五分に昨年は銀二分を増すも、吟味の上、可能な限り引き下げるよう指示されていた。銅代及び運賃の差引は、後任の蒲池弥市郎への「引継」となっている。

以上の銅代は、各銅問屋・吹屋へ渡されたが、その代銀受取証文(証文宛先は全て初村・森・橋本三人宛)を表6に一覧した。表中、大坂屋永治郎(津軽銅)・泉屋吉左衛門(別子銅)の二名は、大坂銅吹屋である。山下八郎右衛門・長浜屋源左衛門・平野屋又兵衛は、秋田銅問屋であり、泉屋理右衛門・丁字屋吉右衛門については、判断となる史料を欠くが、当時の南部銅問屋であろう。立川銅の近江屋五郎兵衛は、泉屋が、その上荷船を購入し、或いは近江屋名義で屋敷地を買収等する等、泉屋との親密な関係があった人物である。川崎屋茂平は、長崎(会所或いは町年寄)へ棹銅の直売上を願ひ出た人物であり、生野荒銅の外、熊野棹銅を売り上げた。こうして

表6 享保11年銅代銀向々請取証文一覽

番	表題	月日	銅代銀	摘要	単価	証文差出
①	覚	3,24	貫 匁 45,000		匁	
②	請取申銀子之事	4,26	29,700	陸奥國津輕銅 50,000 斤代銀 伊予國別子立川銅 33,000 斤代銀	90 90	大坂屋永治郎代喜右衛 近江屋五郎兵衛
③	請取申銀子之事	4,26	内 (12,000...4,3 請取 17,700...4,26請取 35,000 内 (11,000...4,3 請取 24,000...4,26請取	但馬國生野銅 40,000 斤代銀	86.5	川崎屋茂兵衛
④	請取申銀子之事	5,26	300,000	出羽國秋田荒銅代銀の内		
⑤	請取申銀子之事	5,29	72,625	但馬屋生野銅 83,000 斤代銀	87.5	平野屋又兵衛・山下八郎右衛門・長浜屋源右衛門 川崎屋茂兵衛
⑥	覚	5,29	27,000	陸奥國津輕銅 30,000 斤代銀	90	大坂屋永治郎代喜右衛門
⑦	覚	5,29	63,000	陸奥國陸奥赤銅 70,000 斤代銀	90	下子屋吉右衛門・泉屋理右衛門
⑧	請取申銀子之事	5,28	19,800	伊予國立川銅 22,000 斤代銀	90	近江屋五郎兵衛
⑨	請取申銀子之事	6,29	300,000	出羽國秋田荒銅代銀の内		
⑩	請取申銀子之事	7,3	87,360	伊予國別子料銅 80,000 斤代銀 (*1)	109.2	泉屋吉左衛門
⑪	請取申銀子之事	7,3	32,760	出羽國永松料銅 30,000 斤代銀 (*2)	109.2	大坂屋永次郎代右衛門
⑫	請取申銀子之事	7,3	125,580	吹屋親茂所待料銅 115,000 斤代銀 (*2)	109.2	平野屋忠兵衛・大塚屋甚右衛門・泉屋吉左衛門
⑬	請取申銀子之事	7,3	48,048	紀伊國熊野料銅 44,000 斤代銀 (*4)	109.2	川崎屋茂兵衛

【註】「享保十一丙午年二月銅代銀向々請取証文・吹屋中荒銅請取証文・荒銅売上証文控」(將家史料 110-1) より作成。  
但し、各証文の宛先は全て初村茂四郎・森百助・橋本五左夫。  
(\*1)(\*2)(\*4)種銅吹賣・箱代・長崎迄の運賃銀を含めた単価。  
(\*3)箱代・長崎迄の運賃銀を含めた単価。



大坂で買入れた荒銅は、秋田荒銅の長崎廻送分を除き、全て「銅吹屋惣中」へ掛け渡され、棹銅へ精鍊された上で長崎へ廻送された。銅吹屋中への吹賃は、会所買入棹銅代が当時一〇〇斤に付銀一〇九匁二分であり、荒銅代との差引が銅吹屋中への取得分（吹賃・箱代・人足賃・運賃・雑用等を含む）となるが、単純計算で、一〇〇斤に付銀二一匁七分から一四匁二分となる。吹屋渡の荒銅高一八九万八、八〇三斤について、取得分を試算すると、津軽・立川・尾去沢は荒銅計四三万五、〇〇〇斤で、棹銅単価銀一〇九匁二分から荒銅単価銀九〇匁の差引銀一九匁二分を取得分として、総計銀八三貫五二〇目となる。同様に、生野荒銅二四万三、〇〇〇斤分で銀五二貫七三一匁、秋田荒銅一二二万八〇三斤で銀一七三貫三五四匁の合計銀三〇九貫六〇五匁が推定吹屋取得分である。この荒銅代と棹銅代の差引取得分は、長崎への廻着を以て、長崎銅会所へ渡された。つまり、泉屋・大坂屋の場合では、長崎会所は、荒銅代分を大坂で支払い、残分を長崎銅会所へ支払う仕組みとなる。

## おわりに

以上、長崎会所役人初村茂四郎の大坂出役に関する史料をもとに、享保七年からの幕府による銅代取替払の停止にもなう長崎会所による御用銅直買入を契機として会所役人の大坂出役が定例化し、享保一一年よりその出役人が会所請払役へと定まった経緯を指摘した。その上で、享保一一年を事例として、大坂への銅代送付とその支出の一端を具体的に検討したが、これを宝暦元年の長崎御用銅会所の財政構造と対比した場合、大坂での必要諸経費の財源（長崎御用銅会所では御菓子屋除砂糖代の充当が確立）が未確立であった点、また、銅代銀の全てを為替送銀によらず一部飛脚による現送を含む点、長崎町年寄手代の大坂派遣に宿地や諸道具等の面で依拠する点などがあつたことなど、財政・組織面における過渡的な状況がよく示されている。

また、長崎会所は、享保一二年からの銅代銀の大坂一括払の実施によって、棹銅買入価格の切り下げを実現さ

せたが、この点、泉屋をはじめ各銅問屋は、恒常的な鉾山への資金投下によって産銅を確保する必要性から、資金（代銀）の早急な支払と請取を常に望む傾向があり、大坂への銅代送付は、一方でかかる要請に迫られたものでもあった。こうした点から、長崎会所によって漸次確立された五ヶ所商人の商売代銀の支払関係を援用した商人為替による銅代の大坂送銀システムは、長崎御用銅会所或いは明和銅座の確立にも連なる重要なシステムの構築であると同時に、銅代銀を円滑に循環させ、各地御用銅山への資本投下を遅滞なく実施するためのシステムとしても機能して行くことになると考えられるが、かかる観点からの銅貿易と鉾山経営との具体的な検討については今後の課題としたい。

### 【註】

(1) 山脇佛二郎「統制貿易の展開」(長崎県史)「対外交渉編・吉川弘文館、一九八六年一月」が、この点では、比較的詳細な分析を行っている。また、同氏「長崎の唐人貿易」(吉川弘文館、一九六四年四月)・「天保改革と長崎会所」(日本歴史)二四八、一九六八年一月)も重要な研究成果である。なお、永積洋子「大坂銅座」(地方史研究協議会編「日本産業史大系」近畿地方篇、東京大学出版会、一九六〇年)でも、明和銅座設立期の長崎会所との関連に言及がある。

(2) 明和六年(同七年は、「銅座諸帳面等目録共申送付々書付」(峰家史料二〇一〇)、安永二年(同三年は、「安永二年巳十月廿七日引継帳面目録」(峰家史料二〇一〇)が、大坂出役関連の引継文書に該当し、安永七年(同八年は、伝存史料から判断できる。この引継文書に目録記載された文書が、初村氏本来の現有文書であった可能性があり、伝存文書との比較対照によって、さらに、史料群としての性格が鮮明となると思われるが、この点は今後の課題としたい。

(3) 「正徳六年申三月 日録」(長崎県立図書館渡辺文庫所蔵)。同史料は、会所役人初村茂四郎の職歴書上である。なお、初村与三次(官左衛門)の職歴書上も、同図書館渡辺文庫に所蔵されており、初村氏の由緒を伝える文書が峰家史料に欠ける現状では、その伝来経緯は不明であるが、大いに参考になる史料である。なお、享保一四年には、同じく森百助と共に銅方加役を拝命されているが、この時の銅方関係史料は峰家史料中に確認できない。

(4) 「年々諸用留」四番(上)〔住友史料叢書〕所収)、P.153~153。以下「年々諸用留」・「別子銅山公用帳」等は、すべて「住友史料叢書」(思文閣出版、一九八五年二月)所収分である。

(5) 大坂出役中の会所役人の名前は、別子銅の売上代銀授受に関する大坂銅吹屋泉屋の会所役人宛願書等から判明する(「年々諸用留」四番(上)・「別子銅山公用帳」四番に各々所収)。また、出向役人の職名は、「享保六丑年諸役料帳」(長崎県立図書館所蔵)より判断した。

(6) 「宝永六年日記」〔住友史料叢書〕所収)、P.4。なお、浜武は、この時、銅座(銀座)との交渉をもつが、江戸からの下知がない内は売買が出来ないと銀座役人は主張し、その交渉が難航した様子が伺える。

(7) 「銅方定覚」。また、明和三年の銅座再設までは、請払役二名を中心とした会所役人の出役がなされていたが、以降吟味役一名と請払役一名の両名の出向が定例化された。その銅座出役に伴う年間諸経費は、吟味役一名の支度料・諸雑用・旅費等で総計銀八貫一〇六匁、同じく請払役一名が銀六貫九七〇目、会所筆者・同小使の内一名が銀二貫二九匁として計上されている(午八月「会所役人大坂詰御宛行料書付」長崎県立図書館渡辺文庫)。享保期、特に一年以降の出役は、派遣人員の見直しや業務自体が銅の買入に限定されること(明和銅座の場合は、地売銅・古銅を含めた銅流通全般に携わる)によって、諸経費の支給額も銅座への出役時と比較すれば、随分と抑制されていた。

(8) この大火は、いわゆる「妙知焼」と呼ばれる大坂の大火である。享保九年三月二日の火事で、北組・南組・天満組の内、家数一万一、七六五軒、應数六万二九二軒、土蔵一、九一七ヶ所、浜納屋一、五四四軒、橋敷五三ヶ所、大名蔵屋敷三〇軒、尾張家・紀伊家屋敷、西本願寺等を焼失、焼死人二六二人という惨状であった。また、泉屋では、家一ヶ所、納屋四ヶ所、土蔵一ヶ所を焼失した(「年々諸用留」四番(上)、P.153~261)。また、初村・森出役時、大火による銅吹屋への影響を配慮し、銅運賃銀(定運賃に二分増)や銅箱代の値増を検討している(「銅方定覚」)。

(9) 「大意書」巻一(下)〔近世社会経済叢書〕第七卷、改造社、一九二五年二月)、P.23。

(10) 拙稿「近世長崎銅吹所について」〔史淵〕一三五輯、一九九八年三月)。

(11) 「御割合御用銅」の廃止後、長崎への銅直送を長崎奉行らは画策したが、秋田・南部藩等は、「不勝手之段」を以て、大坂への銅廻送を支持した。また、泉屋をはじめ、山師らも長崎直送を「不勝手」とする願書を提出したため、長崎直送は撤回された(「別子銅山公用帳」三番ノ二、P.168~171)。長崎直送撤回の背景としては、産銅の大坂問屋資本による前貸支配が想定でき、その藩と問

屋の金融関係を精算できないことが撤回の最大の要因であったと思われる。事後展開される如何なる幕府銅統制策も、この関係には手を付けきれなかったと言うべきであらう。

(12) 「年々諸用留」四番(上) P115~116。

(13) 「年々諸用留」四番(上) P117~118。

(14) 但し、金を銀に換算する際、金一兩を銀六〇目(飛騨・伊豆・越前大野)・四五匁(仙台熊沢)・四八匁(南部・永松)の三通りの換算値が存在する。享保四年について、秋田銅の場合を例にとってみると、「享保元中年より丑年迄六ヶ年、御勘定所に山師被差出、山元仕上り山切直段勘定帳之通、長崎御用御買入ニ相成候、此直段申年より戌年迄、荒銅百斤ニ付、四宝銀貳百四拾匁余迄、亥年より丑年迄、慶長之新銀百貳拾六匁迄、不同ニ御買入ニ相成候」(「廻銅高調」・「新秋田叢書」第十四卷、歴史図書社、一九七二年七月、P238~240)と、当該期が四宝銀(享保七年通用停止)から新銀への移行期にあたり、その影響として、金一兩に対する銀の換算値にばらつきがみられたものであらうと思われる。

(15) 長崎銅会所は、「享保七寅年方長崎直御支配ニ付、吹賃并唐阿蘭陀掛渡銅運送日雇人足賃銀・銅会所雜用御勘定仕上帳面御番地(所カ)へ差上候事」と、享保七年を画期に長崎奉行所からの統制が強化され、同一一年よりは、年間の雜用銀について銀三貫目の支出枠が設定され、この額で三ヶ年の引請が決定される等、次第に長崎会所からの財政的な支配を受けるようになった。銅吹屋を主体とした廻銅業務への長崎側の関与が伺える(「長崎銅会所最初方仕方一件口上書」長崎県立図書館渡辺文庫)。この引用史料は、午一〇月付、長崎銅会所支配人永(舟カ)井武衛門・大坂屋又兵衛・泉屋茂兵衛の連名で作成されたものであり、享保一三年から「今年ニ至拾壹年ニ及申候」と文中にあるので、午は元文三年と推定できる。時期的な状況から、元文銅座の設置と長崎銅吹所の廃止に伴い長崎銅会所の来歴や唐・阿蘭陀船への銅搬送手続きなどを上申したものであらう。但し、後年の写しであり、舟を水と誤記するなど誤りが多い。

(16) 例えば、「年々諸用留」四番(上)に、「去ル末年(正徳五年)迄四ヶ年、銅吹屋共方荒銅買入吹立、卒銅ニ仕、長崎へ差廻シ、着直段を以売上、銅代銀受取申候積り御座候、然ル所銅吹屋共方先達勿願上、大坂ニカ家賃差上ケ、御銀子三百匁御前借被仰付、年々長崎着銅代銀を以返納仕来候旨ニ御座候」(P123~123)と記されている。なお、正徳五年七月廿三日時点で大坂銅吹屋の前借高(前年五月一六日から翌年三月五日迄)は、長崎御用銅五〇〇万斤の廻銅請負で、合計銀六、〇五五貫目にも及ぶ(「年々諸用留」三番 P226~227)。

(17) 例えば、正徳新令施行に關する長崎奉行大岡清相より大坂宿老への通達には、「大坂におゐて吹屋共御蔵を御前借銀相渡候分之銀高へ、当地(長崎)より大坂御蔵納可仕候事」とある(「年々諸用留」三番、P227)。また、元禄銅座設置以前は、「先年は(元禄一三年以前)唐人方長崎に於唐船之宿町も銅屋共へ直ニ受取申候処、元禄十一寅年方、長崎会所と申役所出来仕、其以後は銅代銀、長崎会所も銅屋共受取申候、且又阿蘭陀方へ、阿蘭陀方ニ金場有之候故、則金場方代金銅屋共直ニ受取申候、尤、公儀銅代御渡し被成候義は無御座候」(「年々諸用留」二番、P103)とあり、長崎会所設置以降は長崎会所から直接に銅代銀を受け取っていた。ただ、「諸国商人方へ代物買申代金を致為替、商人手前も銅代銀受取申訳も御座候」と、場合によっては、商人為替による銅代授受も存在したらしい(「銅座御用扣」、P25)。元禄銅座が設置されてよりは、棹銅代は銅座より吹屋へ支払われる仕組みとなつた(「銅座公用留」、P153等参照)。また、同時に銅座は、幕府からの拝借銀も受け(「同前」、P22)、代銀授受の外に銅吹屋への銅代前借等も実施しつつ(「同前」、P100-101等参照)、積極的な銅集荷を画策した。そこで、元禄銅座設置期間の、長崎会所から銅座への代銀送付が問題となるが、おそらくは、元禄一五年二月の段階で確認できる尾本吉左衛門や八谷彦九郎ら大坂銅座の長崎出向役人(「銅座御用扣」、P26)が、長崎会所から代銀を現地で受け取り、これを大坂銅座へ送銀したとも思われる。だが、その間の事情は詳らかでない。ただ、「商人手前方長崎へ指下シ候金銀為替取組候儀、当地ニ初受取、長崎ニ初半銅売渡代金を以、右為替相渡し候迄、日相之歩銀は其時々之見合次第、為替取組可申候」(「銅座御用扣」、P26)や「銅代金上下為替取組候義、肝煎人へ邪魔ニ可成候、商人為替望次第、銅座へ直相對ニ致候へ、勝手可有候」(「同前」、P26)と、大坂から長崎への貿易商人の輸入品買付代銀の送付と、長崎会所から払われる銅代銀との商人為替の取組みが画策されていたが、これは、銅座による銅買付資金運営の問題、特に銅代・前借の支払遲滞の解消を目的に画策された方途と思われる。

(18) 中田易直・中村質校訂『崎陽群談』(近藤出版、一九七四年一月)、133-134。

(19) 続く、「足シ銀」とは、長崎での唐蘭貿易での銅取引額と国内銅の買入額の差額を長崎会所が補填したいわゆる「銅價銀」的な銅貿易の構造上の問題から派生した性格のものではなく、例えば、

覚

- 一、辰年春、唐人船へ銅売直段、正味百九匁七分かへ
- 一、同年秋、唐人船へ銅売直段、正味百拾一匁かへ

此外ニ從公儀、銅百斤ニ付一匁三分ツ、御足シ銀と被仰、被下候

とあるように、その「足シ銀」額も銅値段の二パーセントに過ぎないことから、銅吹屋への手当的な意味を有していたものと思われる。「銅座御用扣」・「住友史料叢書」所収、元禄一五年七月二六日条、P210。

(20) 同文書は表題を欠く書冊であるが、長崎会所目付村山庄右衛門の勤務歴を書き上げたもので、その記載内容には信が置ける(御川古文書館付託村山トシ氏所蔵文書)。この滞銀は、勘定・長崎奉行兼豊右谷清昌が、宝暦一二年長崎下向の際、御勘定益田新助・篠木六左衛門に命じ、「一件御書付并証文之写」等を吟味の上、宝暦一三年よりその返納が再び実施された。

(21) 「日本思想史体系」五九―近世町人思想―(岩波書店、一九七五年一月)、P221～222。なお、この記事によれば、九州大名方への貸付銀として、「凡八九千貫目」と記されており、村山家の記録と整合性をもつ。

(22) 「未年唐阿蘭陀商売方覚書」(峰家史料101-13)。この史料の詳細については、拙稿註(10)を参照。

(23) 「享保十一年二月銅代請方帳」(峰家史料107-1)。

(24) この差配をしたのは福田六左衛門であり、その間の事情は、「銅方定覚」の「右之通先納申付候所、二月十八日方内ニ相納候得ハ日歩取らせ候付納候日限可被申越候、右銀を以荒銅買入可被申候、尤追々銀子仕登セ可申事、右銀取立之儀大坂在勤之手代共方にも申遣置候、各上着以前ニ手代共取立置候ハ、各方に早々請取可被申事」から判断できる。

(25) 「大意書」巻一(上)、P45。

(26) 内分受用銀高は、年間銀九貫九六九匁に及び、京都芳野屋三郎九郎手代らの解雇に伴い、大坂銅座雑用の内、「長崎方に掛り候分」の財源として繰り入れられた(「大意書」巻一(上)、P6～20)。また、享保一年の銀見等雇賃は、「大坂ニテ承合雇ひ可被申候、尤雇賃銀之儀ハ彼地ニテ宜鋪取計ひ可被申候」と、曖昧な指示が出されている(「銅方定書」)。

(27) 「年々諸用留」四番(上)、P252～276。近江屋による立川銅売上に関しては、泉屋の記録にも存在しない。

(28) 「享保十一丙午年二月銅代銀向々請取証文・吹屋中荒銅請取証文・荒銅売上証文控」(峰家史料101-1)。

(29) 「別子銅山公用帳」四番、P276～277。なお、享保一二年六月に、泉屋・大坂屋が銅代の大坂一括払を要求した。会所は、この要求を容れる代りに、棹銅代一〇八匁五分への切り下げを銅吹屋へ承認させた。また、享保一〇年三月の長崎銅会所の勤務規定に、為替を組まず、飛脚によって代銀を送付するよう指示する箇所があり、銅代の一部長崎渡の事実を確認できる(「年々諸用留」四番(上)、P278～280)。

(30) 別子銅については、「別子銅山公用帳」四番に、当該期、会所役人宛の銅代値増請求や代銀渡方に関する請求等が収録されている

る。享保七年八月、会所役人森四郎右衛門・小嶋伝兵衛らに対し、泉屋は、当座廻着分二六万斤を、「夥敷損亡」ながらも、一〇〇斤銀九〇目替での売上を請け負った（別子銅山公用帳「三番ノ二、p.191-193」）。その後も、別子銅売上にともなう買上単価の値上請求は度々出され、享保九年には、秋田荒銅の買上価格が一〇〇斤銀九五匁となったことをうけ、先の二六万斤分について、銀五匁宛の増銀を申請し許可されている（「別子銅山公用帳」四番、p.256）。また、同一一年二月には、棹銅一〇〇斤に付銀一〇九匁五分替での売上（箱代・組・釘・人足賃・運賃共）と代銀の大坂渡を初村・森に願ひ、その売上予定高（八〇九〇万斤）を後藤惣左衛門（長崎町年寄）へ報告し、値増願は許可された（「同前」、p.257-258）。さらに、代銀については、半分を大坂渡、残分は長崎へ廻着次第の渡方とした会所役人の諮問に対し、元代銀の内銀九〇目分を大坂にて、残分を廻着次第長崎にての渡方とすべく再願し許可を得た（「同前」、p.260-261）。また、翌一二年からは、代銀の大坂一括払実施を契機に、会所役人が銅買入単価の引下を敢行した。銅吹屋（泉屋）からの抵抗は必至であったが、結果的に銀一匁五分の引下での売上を受け入れざるを得なかったことから（「同前」、p.279）、長崎会所側は、銅貿易の銅輸出単価と御用銅の大坂買入単価との差損を、可能な限り軽減すべく、その最大の買入先としての立場を利用し、買入単価の切り下げを執拗に迫っている事実が確認できる。また、大坂での代銀一括払を契機にこの実施を踏み切るなど、長崎会所による大坂での銅直買入を画期とした長崎—大坂間の為替送銀システムの整備・確立が、こうした要求の貫徹に大いに寄与したことも留意すべきであろう。